

東大看護ステーション目白台運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東大看護学実装普及研究所が設置する東大看護ステーション目白台（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

3 業務継続計画（BCP）の策定等にあたり、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して当ステーションのサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修および訓練等を実施するものとする。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：東大看護ステーション目白台

(2) 所在地：東京都文京区目白台3丁目28番10号 Tonowa Garden 目白台

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）

訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日まで 但し、12月29日から1月3日及び会社が定める休日を除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、下記の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 15,000円
 - (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費はその実額を徴収する。なお、自転車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 一 1キロメートル当たり 200円

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。ただし、これ以外の地域に関しても相談に応じる。

文京区：目白台、関口、音羽、大塚、小日向、水道、千石、白山、小石川、春日、後楽全域

新宿区：西早稲田、戸塚町、馬場下町、早稲田鶴巻町、早稲田町、山吹町、榎町、東榎町、天神町、中里町、改代町、

赤城下町、水道町、築地町、西五軒町、東五軒町、新小川町全域

豊島区：高田、雑司が谷、南池袋、東池袋、南大塚全域、目白1～2丁目

(相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後1ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年1回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
 - 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

訪問看護・介護予防訪問看護事業所 運営規程 別紙料金表

料金（1円未満切り捨て）は単位数×地域単価です。当事業所所在地（東京都特別区）は11.4です。

介護保険訪問看護ご利用料金表

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護	20分未満	314	¥3,579	¥358	¥716	¥1,074
	30分未満	471	¥5,369	¥537	¥1,074	¥1,611
	30分以上1時間未満	823	¥9,382	¥939	¥1,877	¥2,815
	1時間以上1時間30分未満	1,128	¥12,859	¥1,286	¥2,572	¥3,858

注 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合：上記単位数の25%増

注 深夜（22:00～6:00）の場合：上記単位数の50%増

注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合：上記単位数の10%減

注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合：上記単位数の10%減

注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合：上記単位数の15%減

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満 1回につき	254	¥2,895	¥290	¥579	¥869
	30分以上 1回につき	402	¥4,582	¥459	¥917	¥1,375
長時間訪問看護加算	1回につき	300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
特別管理加算（Ⅰ）	1月につき	500	¥5,700	¥570	¥1,140	¥1,710
特別管理加算（Ⅱ）	1月につき	250	¥2,850	¥285	¥570	¥855
ターミナルケア加算	死亡月につき	2500	¥28,500	¥2,850	¥5,700	¥8,550
初回加算（Ⅰ）	退院日に初回訪問した初回訪問月	350	¥3,990	¥399	¥798	¥1,197
初回加算（Ⅱ）	初回訪問月のみ	300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
退院時共同指導加算	1回につき	600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052

介護保険予防訪問看護ご利用料金表

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護	20分未満	303	¥3,454	¥346	¥691	¥1,037
	30分未満	451	¥5,141	¥515	¥1,029	¥1,543
	30分以上1時間未満	794	¥9,051	¥906	¥1,811	¥2,716
	1時間以上1時間30分未満	1,090	¥12,426	¥1,243	¥2,486	¥3,728

注 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合：上記単位数の25%増

注 深夜（22:00～6:00）の場合：上記単位数の50%増

注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合：上記単位数の10%減

注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合：上記単位数の10%減

注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合：上記単位数の15%減

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満 1回につき	254	¥2,895	¥290	¥579	¥869
	30分以上 1回につき	402	¥4,582	¥459	¥917	¥1,375
長時間訪問看護加算	1回につき	300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
特別管理加算（Ⅰ）	1月につき	500	¥5,700	¥570	¥1,140	¥1,710
特別管理加算（Ⅱ）	1月につき	250	¥2,850	¥285	¥570	¥855
初回加算（Ⅰ）	退院日に初回訪問した初回 訪問月	350	¥3,990	¥399	¥798	¥1,197
初回加算（Ⅱ）	初回訪問月のみ	300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
退院時共同指導加算	1回につき	600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052